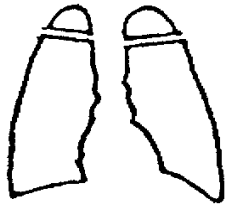


(注)裏面の注意事項を参照し、必ず指定した公的医療機関等で受診すること。

兵庫県公立学校教職員採用候補者健康診断票

ふりがな				性 別		脱帽、正面向、 上半身で3か月 以内に撮影した 写真(3cm×4cm)		(診断医師割印)		年 月 日 撮影	
氏 名				男 ・ 女							
生 年 月 日		年 月 日生(満 歳)									
発令予定年月日		平成 年 月 日		任用区分		採用・臨任・その他					
採用等の学校名				職 名							
自覚症状				心電図検査							
他覚症状				胸部エックス線検査		撮影 年 月 日 (フィルム番号No.)					
身長		cm		(直接・間接)				判定			
体重		kg									
BMI											
腹 囲		cm									
視 力		右	()	※既往所見のある場合は、精密検査を行い併せて判定する。							
(矯正視力)		左	()								
眼 疾				尿 検 査		糖	—	±	+	≡	≡
聴 力		右	1000Hz 4000Hz			蛋白	—	±	+	≡	≡
		左	1000Hz 4000Hz			ウロビリノーゲン	—	±	+	≡	≡
血 圧		最高 mmHg		循 環 器							
		最低 mmHg		消 化 器							
貧 血 検 査		血色素量 g/dl		皮 膚							
		赤血球数 万/mm ³		運 動 機 能							
肝機能検査		GOT IU/l		神 経 系							
		GPT IU/l		言 語							
		γ-GTP IU/l		そ の 他 疾 患							
血 中 脂 質 検 査		LDLコレステロール mg/dl		既 往 症		病 名					
		HDLコレステロール mg/dl				治療機関					
		トリグリセライド mg/dl				手術、治療等の内容、 予後の状況		(発病) (治癒) 年 月～ 年 月			
血 糖 検 査		mg/dl									
総 合 所 見		就労可 ・ 不可									
平成 年 月 日											
(医療機関) 所在地											
名 称											
(診断医師) 氏 名											
印											

注 意 事 項

1. 兵庫県公立学校教職員の採用にあたって提出する場合は、本票を必ず使用すること。
2. 受診については、必ず次の公的医療機関等で行うこと。
受診にあたっては、本票に記載する公的医療機関であることを医療機関への問合せ等により必ず確認すること。
 - (1) 国が設置する病院、診療所
 - (2) 独立行政法人国立病院機構の設置する病院
 - (3) 医療法第31条に規定する公的医療機関（次に掲げる者が開設する病院、診療所）
 - ・ 都道府県又は市町村
 - ・ 地方自治法第284条第1項に規定する地方公共団体の組合
 - ・ 国民健康保険法第83条に規定する国民健康保険団体連合会
 - ・ 国民健康保険法施行法第2条の規定による普通国民健康保険組合
 - ・ 日本赤十字社
 - ・ 社会福祉法人恩賜財団済生会
 - ・ 全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会
 - ・ 社会福祉法人北海道社会事業協会
 - (4) 次に掲げる者が開設する病院、診療所
 - ・ 国家公務員等共済組合及びその連合会
 - ・ 地方公務員等共済組合（公立学校共済組合を含む。）
 - (5) 財団法人予防医学中央会各都道府県支部
 - (6) 財団法人兵庫県健康財団保健検診センター
 - (7) 大学に附属する病院
 - (8) 各労災病院
3. 指定された提出期日において、血液検査で検査中の項目がある場合は、「検査中」と記入を受けて提出し、検査の結果が出た際に、医療機関の任意の様式により速やかに提出すること。
4. 胸部エックス線フィルムの提出は不要であるが、必要に応じて後日提出を求めることがある。
5. その他検査結果について、必要に応じて後日再検査、精密検査等を指示することがある。
6. 健康診断票の検査の結果、勤務することが適当でないと判定された場合、採用されないことがあります。
7. 医療機関に対して虚偽の申告により記載されたものは、無効とすることがある。
8. 健康診断票は、採用予定日から3か月以内に受診したものを提出すること。
9. 写真には、診断医師の割印を必ず受けること。